

新規業務の概要

1 趣旨

当社では、マイナス金利後の予定利率の引き下げにより、中高年齢層のお客さまが既存の終身保険にご加入された場合において、一定期間経過後にお亡くなりになった際、保険料払込総額を上回る死亡保障の提供ができていない場合があります。結果としてご自身に万が一があった場合の遺族への金銭的な保障の観点で十分にお応えすることができていないという課題があります。この課題を解消するため、新たに保険料の払込みを一時払とする等の普通終身保険の引受けを行うものです。

2 保険の内容

(1) 保障内容

ア 死亡保険金の支払

被保険者の死亡時期に応じて、以下のとおり死亡保険金を支払います。

(ア) 被保険者の死亡が基本契約の契約日からその日を含めて5年以内のとき
一時払保険料額と基本契約の積立金の額のいずれか大きい額を死亡保険金受取人に支払います。

(イ) 被保険者の死亡が基本契約の契約日からその日を含めて5年を経過した後であるとき
基準保険金額を死亡保険金受取人に支払います。

イ 重度障害による保険金の支払及び保険金の倍額支払
取扱いません。

(2) 保険期間等

ア 保険期間

終身（契約日から被保険者の死亡のときまで）とします。

イ 保険料払込期間

一時払のため、ありません。

(3) 保険金額制限

被保険者1人につき、満16歳以上で加入する場合は1,000万円（被保険者が満55歳以上である場合で定期保険等に参加する場合は800万円）を上限とします。ただし、満20歳以上満55歳以下の被保険者について、一定の条件（契約日を含

めて加入後4年以上経過した保険契約がある場合など)の下に累計で2,000万円まで加入できます。

※ この基本契約の限度額は、旧簡易生命保険契約と通算します。

(4) 危険選択の方法

医師による被保険者の診査および被保険者の健康状態の告知は不要です。

(5) 保険料払込方法

ア 経路

一時払のため、ありません。

イ 回数

一時払とします。

(6) 返戻金

次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、当社の定める計算方法により返戻金を支払います。

ア 基本契約の解除

イ 保険契約者による解約

ウ 保険金額の減額変更

エ 死亡保険金の免責事由の該当

(7) 契約者配当金

当社の定める方法により計算して支払います。

以上